明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働一二八）　一
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（同一二九）　五

〔告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二八一、二八三）　一五
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（同二八二）　一五

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任、令和四年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五五

省令

○厚生労働省令第百二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年九月十三日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　小倉　將信